

ご逝去された方の必要な手続き（保険関係）

故人についての確認事項	必要な手続き	必要なもの (無い場合は窓口でお伝えください)	窓口
国民健康保険に加入している	・資格喪失 ・証の返還 ・保険税の精算 ・保険給付の請求	・故人の保険証又は資格確認書 ・相続代表者の通帳 ・施主の通帳	市民課 2 番
故人が世帯主の状態で世帯員が国民健康保険に加入している	・世帯主変更 ・証の差替 ・保険税の精算 ・保険給付の請求	・加入者全員の保険証又は資格確認書 ・世帯員のマイナンバーがわかるもの ・相続代表者の通帳	
故人が被保険者本人の状態で扶養家族が健康保険（社会保険）に加入している	・扶養家族の国民健康保険への加入	・世帯主と加入者全員分のマイナンバーがわかるもの ・会社または保険者（運営元）が発行する健康保険資格喪失証明書	
		※全国健康保険協会（協会けんぽ）の方は年金事務所で証明書を発行できます。	
後期高齢者医療制度に加入している （75歳以上の方は保険証又は資格確認書をお持ちです）	・証の返還 ・保険料の精算 ・保険給付の請求	・故人の保険証又は資格確認書 ・相続代表者の通帳 ・施主の通帳	市民課 3 番
介護保険に加入している （65歳以上の方は保険証をお持ちです）	・資格喪失 ・保険証の返還 ・保険料の精算	・故人の介護保険証 ・相続代表者の通帳	市民課 2・3 番
		五十嵐町1丁目 は一とふる 介護支援課 ☎（0164）49-6070 ※市民課では書類の受取のみ行っておりますので、 詳しい内容は介護支援課にお問い合わせください。	
年金を受給している、年金保険料を3年以上納めている （厚生年金・共済年金など市で手続きできない場合があります）	・死亡の届出 ・未支給年金の請求 ・死亡一時金の請求	市民課 3 番 ・必要なものについては、お問い合わせください。 大町3丁目 留萌年金事務所（旧社会保険事務所） ☎（0164）43-7211 ※市民課では書類の受取のみ行っておりますので、 詳しい内容は年金事務所にお問い合わせください。	
全共通	・精算及び請求	遺族以外の通帳の場合は、身分証明書と葬祭をあげた証明書類が必要です。	

留萌市役所 市民課 保険給付係（2番窓口）
 後期高齢者医療係（3番窓口）
 ☎（0164）42-1805